

# 飯島中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり豊かな未来の実現に向けてもっとも大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を認識する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻なものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であると認識し、学校、保護者、地域など広く社会全体で真剣に未然防止に努める。
- (2) 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

- ① 構成：校長・副校長・生徒指導専任・学年主任・養護教諭・生徒指導部長・SC その他必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- ② 運営：情報収集、対応判断、年間計画立案、研修運営、取組内容検討、等の中核を担い、月1回程度の定例会を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、必要に応じて「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ③ 委員会の活動内容：学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担い、その活動を次の通り示す。
  - (1) いじめの未然防止のため、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。
  - (2) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### ① いじめの未然防止

- (1) 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づいて、すべての生徒が参加し、わかる授業を目指し、授業研究会を年2回実施するなど授業力向上に努め、充実した学校生活を実現する。
- (2) 「豊かな心の育成推進プラン」に基づいた道徳教育、人権教育や人権道徳講演会を通して豊かな人間性を育てる。
- (3) 社会性やコミュニケーション能力を育成するため、横浜プログラムを取り入れた特別活動を実施する。
- (4) 生徒たちが、いじめを許さない社会の実現に主体的に取り組めるよう、生徒会活動の活性化を図る。  
(あいさつ運動、ボランティア活動、人権週間を契機とした生徒会のいじめ防止活動、横浜子ども会議)
- (5) 情報モラル教育を推進する。
  - ・外部機関による、情報モラルや SNS の正しい使いかたなどを講演してもらい学習を深める。
  - ・ネットリテラシーに照らし合わせて、情報モラルを定着させていく。

### ② いじめの早期発見

- (1) 教職員による巡回体制の充実と情報共有化を図る。
- (2) 生徒のいじめに関するアンケート調査を年2回程度実施する。生活アンケートを定期的実施し、定期的に生徒の実態を把握する。
- (3) 教育相談を年度当初・夏季休業明け・冬休み明けの3回実施する。年間を通して、必要に応じて適宜教育相談は行う。

### ③ いじめに対する措置

いじめを把握した段階で、組織的に情報共有し、対応を検討・実施する。また、いじめ防止対策委員会を中心とした対応の徹底・諸機関との連携の充実・当該生徒や保護者への支援・関係生徒や保護者への指導・支援を行う。

### ④ いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### ⑤ 教職員等への研修

生徒理解研修、特別支援教育研修を年3回実施し、校外研修等にも積極的に参加する。

### ⑥ 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

### ⑦ 取組の年間計画 (年間) いじめ防止対策委員会、あいさつ運動、授業巡回、登下校パトロール

月	取組内容	月	取組内容
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ 生徒指導研修会、教育相談 生活アンケート	8・9月	横浜子ども会議(栄区)、人権研修会、教育相談 生活アンケート
5月	生徒指導研修会、特別支援教育研修会 いじめ早期発見のための生活アンケート (記名式アンケート・教育相談)	11月	YP アセスメント 生活アンケート
6月	YP アセスメント 生活アンケート	12月	いじめ解決一斉キャンペーン 生活アンケート
7月	人権講演会、横浜子ども会議(ブロック)生活アンケート	3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

### ② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年2月 策定  
平成30年2月 一部改訂  
平成31年3月 一部改訂  
令和4年4月 一部改訂  
令和5年3月 一部改訂  
令和5年4月 一部改訂  
令和6年4月 一部改訂